

北の近江アーティスト・イン・レジデンス業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業」(以下「本事業」という。)の実施にあたり、業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1)名称

令和8年度 北の近江アーティスト・イン・レジデンス業務

(2)業務の目的および内容

別紙「北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業 業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3)契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 予定価格

8,000,000 円(消費税および地方消費税を含む)

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類:「役務」

中分類:「イベント」「デザイン」「映像・音声情報制作」「その他の役務の提供」のいずれかに登録。

・地域要件

「県内業者」、「準県内業者」、「県外業者」

< 県外事業者を参加させる理由 >

本事業は、アーティストの公募や制作活動への伴走支援、クラウドファンディングの実施、県内外への広報など、多分野の専門的ノウハウを必要とする。県外事業者も対象とし、本事業に最も適した事業者を選出することで、本事業の効果の最大化を図る。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所のいずれかで資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

5 説明会の開催の有無

開催しない。

6 現地見学会の実施(事前申込制)

本事業の主たる活動拠点である「旧山東幼稚園」の現地見学会を以下のとおり実施する。なお、参加はプロポーザルへの応募の必須条件ではない。

(1)実施日時

① 令和8年4月10日(金) 10:00~11:30

② 令和8年4月13日(月) 13:30~15:00

(2)場所

旧米原市立山東幼稚園(滋賀県米原市池下 91)

(3)申込方法

令和8年4月8日(水)17時までに、電子メールにて下記「14 書類の提出先および問い合わせ先」宛てに申し込むこと。メールの件名は「【北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業】現地見学会申込(事業者名)」とし、本文に参加者氏名、連絡先、希望時間帯(①または②)を記載すること。

(4)留意事項

・現地までの交通手段は各事業者で手配すること(敷地内駐車場を利用可能)。

・公平性を保つため、見学会の場での本プロポーザルに関する質疑応答は行わない。質問がある場合は、本要領「9 プロポーザルに関する質問および回答」の手順に従うこと。

7 提案参考資料(関係資料一式)の開示

企画提案書および見積書の作成にあたり、事業の詳細や活動拠点の状況を把握するための参考資料として、開示を希望する事業者に対し以下のデータ一式を提供する。

(1)開示する参考資料

・参考資料1 旧山東幼稚園 施設概要・利用上の注意点

・参考資料2 北の近江 AIR_アーティスト公募要項(案)

・参考資料3 制作活動費の対象経費および運用指針

・参考資料4 旧山東幼稚園 光熱水費実績

(2)開示申請の方法

別添の「様式3(提案参考資料 開示申請書 兼 誓約書)」に必要事項を記入し、電子メールにて下記「14 書類の提出先および問い合わせ先」宛てに提出すること。

(3)申請受付期間

令和8年4月1日(水) から 令和8年5月7日(木)17時まで

8 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、仕様書の内容を十分確認した上で、次の

(1)～(3)の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。

企画提案書等の提出は、1者につき1提案とする。

(1) 企画提案書等提出書(様式1) 正1部(押印)

(2) 企画提案書(様式任意) 正1部、副5部

ア 企画提案書の枚数は任意とするが、用紙はA4判(縦書き・横書きは不問。白黒カラーは不問。)とし、言語は日本語とする。

イ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすい表現とすること。

ウ 企画提案書には、以下①～⑤の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、別添仕様書に記載している趣旨やねらいを踏まえるとともに、当事業の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

①事業者の概要

・名称、所在地、代表者職氏名、設立年月日、業務概要について記載すること。

②仕様書に基づく企画内容

・仕様書に基づき、基本方針、事業の進め方、提案者の有するノウハウや実績をふまえ、特色がわかりやすい具体的な記載とすること。図表等を用いることも可能とする。
・さらなる成果の達成のために追加提案がある場合は具体的に記載すること。

③実施体制

・事業の統括責任者・従事予定者を記載すること。
・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

④実施スケジュール

・業務項目ごとに業務完了までのスケジュールを記載すること。

⑤見積価格

・仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。
・消費税及び地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(3) 「社会政策面での取組」関係資料(登録や認証を受けている場合、各1部)

①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

③高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

④障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

⑤障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し

⑥「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発

行)の写し

⑦障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

⑧「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し

⑨女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

⑩「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合はそれを証するものの写し

- ・ 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
- ・ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- ・ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・ 環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

9 プロポーザルに関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 8 年 4 月 1 5 日(水) 17 時まで ※必着

(2) 質問方法

別添の「質問票」(様式 2)により、電子メールで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめ、令和 8 年 4 月 2 2 日(水)を目途に、質問およびその回答を滋賀県ホームページで公表する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 5 月 8 日(金) 17 時まで ※必着

(2) 提出方法

下記「14 書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日・日曜日および祝日を除く、9 時から 17 時までとする。郵送の場合は、差出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、令和 8 年 5 月 8 日(金) 17 時必着とする。

また、提出書類一式の電子データ(PDF形式)を提出期限までに Eメールにて提出先アドレス宛に送信すること

なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

1 1 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書およびプレゼンテーションをもとに、担当部署が設置するプロポーザル審査会（委員4名）によって審査する。

(2) プレゼンテーション審査

①プレゼンテーション審査の日時および場所

- ・プレゼンテーション審査会は令和8年5月15日（金）に行う。
- ・時間と場所については、企画提案書等提出者に令和8年5月12日（火）までに通知する。

②プレゼンテーション審査の方法

- ・プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑応答は20分以内とする。
- ・プレゼンテーション会場においてパソコン機器の使用は認めない。
- ・プレゼンテーション審査会における説明資料は、提出のあった企画提案書のみを用いるものとし、追加資料の持込みは認めない。

(3) 審査基準

提出のあった企画提案書およびプレゼンテーション、質疑応答により、以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。

【評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）】

番号	評価項目		評価点
1	事業趣旨・目的の理解度と整合性	<ul style="list-style-type: none">● 北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業の目的（アーティストの滞在制作、地域との交流、関係人口の創出等）を正しく理解しているか● 単なるイベント実施ではなく、アーティスト・イン・レジデンス事業としての本質的な価値を踏まえた提案となっているか● 事業目的（地域の魅力発信や関係人口の創出等）を達成するため、戦略的かつ効果的な広報・情報発信の提案となっているか	20
2	アーティスト・イン・レジデンスとしての企画力・独創性	<ul style="list-style-type: none">● 滞在制作の設計が具体的かつ現実的であるか● アーティストの創作活動と地域資源（人・場所・歴史・文化等）が有機的に結び付く企画となっているか● 本事業のKPI達成に向け、クラウドファンディングやZINE等を活用した効果的なプロモーション・成果発信の戦略が含まれているか● 他地域のアーティスト・イン・レジデンス事業との差別化や、北の近江ならではの独自性が認められるか	20
3	地域との関係構築・交流プログラムの具体性	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民、事業者、関係団体等との関わり方が具体的に示されているか● 一過性の交流に終わらず、継続的な関係性の構築につながる工夫があるか	20

		<ul style="list-style-type: none"> ● アーティストと地域双方にとって価値のある交流設計となっているか 	
4	実施体制・遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業全体を統括する責任者および運営体制が明確であるか ● アーティストへの伴走支援、地域調整、事務管理等を円滑に行える体制となっているか ● 無理のないスケジュールが設定されているか 	10
5	類似事業の実績・専門性	<ul style="list-style-type: none"> ● アートプロジェクト、文化事業、地域連携事業等の実績があるか ● 本事業を適切に遂行できる知見・ノウハウを有していると認められるか 	10
6	見積価格	<p>経費削減を意識した見積価格となっているか。</p> <p>予定価格の 80%未満 …10 点</p> <p>予定価格の 80%以上 85%未満 … 8 点</p> <p>予定価格の 85%以上 90%未満 … 6 点</p> <p>予定価格の 90%以上 95%未満 … 4 点</p> <p>予定価格の 95%以上 … 1 点</p>	10
7	県内事業者	<p>県内に本店を有する事業者であるか。</p> <p>県内事業者 … 5 点</p> <p>準県内事業者 … 3 点</p> <p>県外事業者 … 0 点</p>	5
8		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
9		高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
10		<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	1
11		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
12		<p>「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。</p> <p>①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</p> <p>②一般財団法人持続性推進機構（平成23 年9月30 日以前に登録・更新した場合</p>	1

は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター) の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシス テム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
合計 (満点)	100

(4) 契約予定者の決定

上記審査において、見積価格が予定価格の範囲内で、総合点が最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。また、総合点が最も高い事業者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者として選定する。

選定された契約予定者は、企画提案内容をもとに発注者と業務内容について協議を行い、正式な見積書を提出すること。この額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において次点の者を契約予定者として協議を行うことがある。

(5) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

1.2 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

1.3 その他注意事項

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出されたすべての書類や資料は返却しない。
- (3) 公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者の負担とする。
- (4) 委託料の支払いは、原則として委託業務終了後の精算払いとする。ただし、受託者の資金負担を軽減し事業の円滑な遂行を図るため、仕様書に定めるアーティストへの「謝金」および「制作活動費」に相当する額を上限として、概算払を行うことができる。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 書類作成時に入手した参加者独自の情報、個人情報 は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

1 4 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県総合企画部 特定プロジェクト推進室

北の近江振興事務所（担当：中村）

〒526-0033 滋賀県長浜市平方町1152-2 TEL：0749-53-2801

E-mail：kitanoomi@pref.shiga.lg.jp